

第三の一中「保育士」の下に「当該認定こども園が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあつては、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。」を加える。

○内閣府
文部科学省告示第一号
厚生労働省

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月一日から適用する。

平成二十七年八月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 山口 俊一

厚生労働大臣 塩崎 恭久